

県借換融資の概要

(1) 概要

項目	内容
ご利用いただける方	県内に事業所を有し、1年以上事業を営んでおり、次のいずれにも該当する方 ①事業計画を有し、借換により月々の返済額が軽減し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組むこと。 ②元金償還が1年以上経過していること。※ ③借換対象の県制度を複数借入していること。 ※複数の借換対象県制度のうち、いずれかの元金償還が1年以上経過していれば可。
借換対象制度	以下の①～⑤を除くすべての県制度 ①新事業促進融資（創業活動支援、事業革新支援等） ②地域活力強化融資 ③再生支援融資 ④短期運転資金 ⑤小規模企業支援融資（新事業促進分、地域活力強化分）
融資限度額	借換対象となる既往の県制度残高 + 借換にかかる諸費用相当額※ ※契約書の印紙代、抵当権設定の登記費用、信用保証料
融資期間	運転資金 10年以内（うち、据置1年以内）
融資利率	3年以内 年1.5% 3年超 5年以内 年1.6% 5年超 7年以内 年1.7% 7年超 10年以内 年1.8%
信用保証料率	責任共有対象の場合、年0.45%～1.9% 責任共有対象外の場合、所定の料率
信用保証料補助	以下に該当する方は、県の1割補助あり。 ①責任共有対象で、信用保証料率区分1～5に該当する方 ②経営安定関連保証に係る市町村長の認定書を取得した方
その他	・申込の際、事業計画書（県借換融資用）の添付が必要です。 ・責任共有対象の県制度を責任共有対象外の保証（保証協会100%保証）で借り換えることはできません。 ・実行済の県借換融資残高を、再度県借換融資で借り換えることはできません。

(2) 保証取扱い日

平成26年4月1日申込受付分から